

人権啓発市民講座

日2月4日(火)午後2時~3時半
会場 人社ひと・まちプラザ(中区袋町6-36)
「インターネットによる人権侵害-ネット被害から子どもを守れ-」【講師】武蔵野大学名誉教授・佐藤佳弘氏
電話か所定の申込書を、1月27日(月)までに、人権啓発課へ。申込書は同課、市HPなどで。先着80人
同課(☎504-2165、☎504-2609)

下水道サポーター養成講座

市内に在住か通勤・通学の18歳以上。修了後、希望者は市の啓発活動などに参加
日2月5日(水)、14日(金)、21日(金)、28日(金)の午後1時半~4時。全4回
講座や施設見学で下水道について学習、意見交換
電話かはがき、ファクスに必要事項(4頁左参照)と応募動機を記入し、1月27日(月)(消印有効)までに、下水道局経営企画課(〒730-8586 住所不要)へ。先着20人
同課(☎504-2265、☎504-2429)

市立大学連続公開講座「異なる文化が出会う場所」

UNHCR WILL2LIVE Cinema パートナーズ上映会「イージー・レッスン-児童婚を逃れて」
日2月1日(土)午後1時半~4時
会場 人社ひと・まちプラザ(中区袋町6-36)
講演「多様な社会に向けての『Food Diversity』の可能性と課題について」
日2月15日(土)午後1時半~3時半
会場 市立大学サテライトキャンパス(中区大手町四丁目1-1)
はがきかファクスに、必要事項(4頁左参照)、メールアドレスを記入し、1月15日(水)(必着)までに同大学社会連携センター(〒731-3194 安佐南区大塚東三丁目4-1)へ。先着60人
同大学社会連携センター(☎

830-1764、☎830-1555)

手で学ぶ数学と折り紙

小学校5年生以上
日1月11日(土)午前10時~11時50分
会場 人社ひと・まちプラザ(中区袋町6-36)
数楽「円環パズル」、折り紙「リトルスター」
青と赤の色鉛筆、はさみ
来館か電話、ファクスで必要事項(4頁左参照)を同プラザへ。先着20人
同プラザ(☎545-3911、☎545-3838) 休1月20日

フォーラム「ともに学ぼう食育の大切さ」

日1月25日(土)午後1時~4時
食育についての講演、学校現場からの報告
所定の申込書を、「心豊かな家庭環境をつくる広島21」へ。申込書は合人社ひと・まちプラザ(中区袋町6-36)で。先着150人
同団体(☎292-4507、☎292-4508)

募集します

ベンチへの寄付を募集中

皆さんの寄付により、河岸緑地に「市民ふれあいベンチ」を設置しています。ベンチには寄付をいただいた人の名前などを記載したプレートを取り付けます。
個人、グループ、団体
【金額】1口1万円(40口でベンチ1基分)
所定の寄付申出書を、緑政課へ。申出書は市HP、同課、市役所市民ロビー、区役所などで。詳しくは市HPで
同課(☎504-2396、☎504-2391)

「おもしろその年まんが大賞」応募作品募集

昨年話題になった人、物、出来事などを描いた、1~4コマのまんがを募集します。
【部門/規格】一般、ジュニア(中学生以下)/B4判か八つ切りのケント紙など1枚に1点。1~4コマで1枚で完結するもの。縦

横、画材は自由。立体作品は不可。未発表作品を1人1点まで
作品の裏に、必要事項(4頁左参照)、部門、性別、メールアドレス、タイトル、コマ数、作品へのコメント(50字程度)を記入し、1月15日(水)(必着)までに、まんが図書館(〒732-0815 南区比治山公園1-4)へ。応募後の権利は全て同館に帰属し、作品は返却しません
同館(☎261-0330、☎262-5406)
休月曜日(1月13日は除く)、1月1日~4日、14日、31日

国際交流・協力活動の助成対象事業を募集

市内の団体が4月~9月に行う国際交流・協力活動

Table with 3 columns: 名称, 対象, 限度額. Includes ①国際交流・協力活動振興補助金 and ②国際交流・協力活動育成補助金.

事前相談の上、所定の申込書を、1月14日(火)~2月14日(必着)に、平和文化センター国際交流・協力課へ。申込書は同課(中区中島町1-5)、同課HPで。選考あり
同課(☎242-8879、☎242-7452)
休なし

ボランティア「ひろしま歴史探検隊」募集説明会

高校生*以上で両日とも参加できる人
日1月①18日(土)午前9時半~正午、②25日(土)午前10時~午後3時。全2回
①文化財団文化財課(東区光町二丁目15-36)、②広島城(中区基町21-1)、郷土資料館(南区宇品御幸二丁目6-20)
郷土の歴史や文化財の魅力を紹介する催しで活躍する、同探検隊の概要説明、施設見学会
日1月6日(月)午前8時半から電話で同課へ。先着30人
同課(☎568-6511、☎568-6513)

ASAZOOボランティアーズ募集

次の全てに該当する人
●平成17年4月1日以前に生まれた人
●「動物ガイドグループ」は全3日の講座に参加できる人。「作業グループ」は全2日の講座に参加できる人
●年間8日以上のボランティア活動を見込める人。詳しくは同園HPで
安佐動物公園(安佐北区安佐町動物園)
所定の申込書を1月31日(必着)までに同園へ。申込書は同園で。選考各25人
同園(☎838-1111、☎838-1711)
休木曜日(1月2日は除く)

「広島における昭和39年・東京オリンピック」思い出写真募集

前回オリンピックが開催された昭和39年ごろの広島でのオリンピックへのにぎわいや世相、生活風景を写した写真を募集します。選考の上、企画展「五輪 あの頃の広島」の広報、展示で使用します。【規定】紙焼き写真、ネガ・ポジ、デジタルデータ。1人5点まで。著作権・肖像権など第三者の権利を侵害していないもの
所定の応募用紙を、写真に添えて3月31日(火)(消印有効)までに、郷土資料館へ。応募用紙は同館HP、公民館、図書館などで
同館(☎253-6771、☎253-6772)

江田島市空き家活用モデル事業(住宅入居者募集)

江田島市が市所有の空き家を改修して貸し出します。【対象世帯】子育て世帯か出産を控えている世帯
【募集戸数/造り】木造平屋建て1戸(江田島市沖美町畑地区)/3K 和室3室 【賃付料金】3万5000円/月(敷金、礼金なし)
日1月20日(月)までに、江田島市都市整備課住宅係(☎0823-43-

1647、☎0823-57-4434)へ

お知らせ

蜜蜂飼育届の提出を

飼育の数にかかわらず、蜜蜂を飼育する場合は蜜蜂飼育届の提出が必要です。郵送か持参で、1月31日(金)(必着)までに県西部畜産事務所へ。届出書は、同事務所(〒739-0013 東広島市西条御条町1-15)、県畜産課(中区基町10-52)、県HPなどで。詳しくはお問い合わせを。
同事務所(☎082-423-2441、☎082-424-1826)、同課(☎513-3604、☎228-0396)

認可保育施設合同就職面接会

現在求職中か4月1日から認可保育施設への就職を希望する人(保育士資格取得者)。取得見込みも含まれます
日1月11日(土)午後1時~4時(受け付けは午後3時半まで)
会場 市総合福祉センター(南区松原町5-1)
各私立保育施設の採用担当者などによる就職面接会
履歴書
当日会場
私立保育園協会(☎207-0600、☎207-1011)

催しもの

ちびまる子ちゃん音楽物語

日1月5日(日)午後2時半~4時半(1時45分開場)
会場 東区民文化センター(東区東豊屋町10-31)
一般2,500(当日3,000)円、4歳~18歳・65歳以上1,500(当日2,000)円。チケットは各区民文化センター(安佐北区民文化センターは除く)、エディオン広島本店(中区紙屋町二丁目1-18)などで
東区民文化センター(☎264-5551、☎264-5774)
休月曜日(13日は除く)、1月1日~3日

償却資産などの申告は1月31日(金)までに
①償却資産の申告
固定資産税は、土地と家屋のほか、償却資産(事業用資産)にも課税されます。会社や個人で事業を営み、市内に償却資産を所有している人は、その状況を申告してください。【①の申告】1月1日現在の状況を、資産の所在する区ごとに申告書を作成し、1月31日(金)までに、固定資産税課、市税事務所、税務室へ。申告書は同課、同事務所、同室で配布。また、インターネットでも申告できます(詳しくは「エルタックス」のHPで)
同課(☎504-2127、☎504-2129)
②住宅用地の申告
住宅用地には、固定資産税・都市計画税の軽減措置があります。昨年中に住宅の新築や取り壊し、店舗・事務所から住宅への改築などが行われた土地は、住宅用地の認定が変わります。昨年中に住宅を取り壊し、1月1日現在、旧住宅に代わる新しい住宅を建て替え中の一定の要件に該当する土地は、住宅用地として取り扱います。
③災害にあった住宅用地の申告
災害により住宅が滅失か損壊した土地は、住宅が再建されていなくても、一定の要件に該当すれば、原則2年程度に限り、住宅用地とみなされます。【②③の申告】1月1日現在の状況を、1月31日(金)までに、土地が所在する区を担当する市税事務所、税務室へ。申告書は同事務所、同室で配布

④認定長期優良住宅の申告
「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」による認定を受けて新築された住宅が一定の要件を満たすときは、申告により、新築後一定期間、固定資産税額が軽減されます(1戸当たり120平方メートル相当分まで)。【④の申告】1月31日(金)までに、認定を受けて新築された住宅であることを証する書類を添付した申告書を、住宅が所在する区を担当する市税事務所、税務室へ。申告書は同事務所、税務室で配布
⑤耐震改修を行った住宅の申告
耐震改修を行った住宅が一定の要件を満たすときは、申告により、改修後一定期間、固定資産税が軽減されます(1戸当たり120平方メートル相当分まで)。
⑥バリアフリー改修を行った住宅の申告
バリアフリー改修を行った住宅が一定の要件を満たすときは、申告により、改修が完了した年の翌年度分に限り、固定資産税が軽減されます(1戸当たり100平方メートル相当分まで)。
⑦省エネ改修を行った住宅の申告
省エネ改修を行った住宅が一定の要件を満たすときは、申告により、改修が完了した年の翌年度分に限り、固定資産税が軽減されます(1戸当たり120平方メートル相当分まで)。【⑤~⑦の申告】改修完了の日から3カ月以内に、申告書と⑤は現行の耐震基準に適合する改修であることの証明書など、⑥は改修内容を確認できる書類、⑦は改修後

のそれぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合することの証明書などを、住宅が所在する区を担当する市税事務所、税務室へ。申告書は同事務所、同室で配布【②~⑦の軽減措置】詳しくは市HPで
市税事務所、税務室
市税事務所 担当区 ②③ ④~⑦
中央(中区役所内) 中南 ☎504-2565 ☎504-2566 ☎504-2378
東部(東区役所内) 東安芸 ☎568-7720 ☎568-7721 ☎567-6006
西部(西区役所内) 西佐伯 ☎532-0943 ☎532-0944 ☎232-2127
北部(安佐南区役所内) 安佐南安佐北 ☎831-4937 ☎831-4936 ☎877-6288
税務室 ②~⑦
南(南区役所内) ☎250-8946 ☎254-2624
安芸(安芸区役所内) ☎821-4913 ☎824-0411
佐伯(佐伯区役所内) ☎943-9716 ☎943-3310
安佐北区(安佐北区役所内) ☎819-3913 ☎815-1650
給与支払報告書は市役所へ
昨年中に給与の支払いをした事業主は、給与支払報告書(総括表、個人別明細書)を、1月31日(金)までに、市役所市民税課へ。インターネットでも提出できます。詳しくは「エルタックス」のHPで。
同課(☎504-2089、☎504-2129)